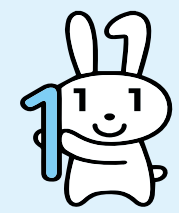

10月からマイナンバーの通知が始まります
～社会保障・税番号制度のご案内～

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が10月5日から施行されます。これにより、個人番号（マイナンバー）が各人に通知され、平成28年1月から社会保障・税・災害対策分野の行政手続きで利用が始まります。

Q1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）って何？

A1 マイナンバー制度は住民登録をしている方が1人一つの個人番号（マイナンバー）を持つことで、情報を適切に把握し、複数の機関に存在する情報が同じ人の情報であることを確認するために導入される制度です。

Q2 マイナンバー制度はなぜ導入されるの？

A2 (1)手続きが正確で早くなる
　複数の機関に存在する情報が同じ人のものであることを確認しやすくなるため、各行政機関での確認作業や入力作業などが削減され、手続きがスムーズになります。
(2)面倒な手続きが簡単に
　各種申請時に必要な課税証明書などの資料の添付を省略できるようになり、手続きが簡単になります。
(3)公正・公平な社会の実現へ
　マイナンバー制度を導入することにより、一人ひとりの所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなりますので、行政サービスを真に必要としている方に対し、きめ細やかなサービスの提供をすることができます。また、不正な給付を受けることや、必要な負担を免れることを防ぐためにも使われます。

Q3 マイナンバーは何に使うの？

A3 社会保障・税・災害対策の分野で、法律等で定められた事務に限り、利用されます（図1参照）。
▼社会保障
　年金や雇用保険、社会保険の資格取得・確認・給付、ハローワークの事務、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付、生活保護など
▼税
　税務当局に提出する確定申告書・届出書・調書などに記載
▼災害対策
　大災害時における被災者台帳の作成事務など
　なお、民間企業においても従業員の厚生年金・健康保険の加入や源泉徴収の手続きの際にはマイナンバーが必要となります（図2参照）。

Q4 自分のマイナンバーはいつわかるの？

A4 10月5日以降、住民登録されている市民一人ひとりに12桁の番号が記載された「通知カード」が簡易書留で順次送付されます（外国人の方にも通知されます）。なお、全世帯への送付はおおむね11月中となります（図3参照）。
　マイナンバーは原則、生涯変更されません。「通知カード」は大切に保管してください。

Q5 個人番号カードって何？

A5 通知カードとともに送付される申請書により申請すれば、平成28年1月以降「個人番号カード」の交付が受けられます（初回の交付手数料は、無料です）。
　個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）等が記載されるほか、本人の顔写真が表示され、本人確認のための身分証明書として利用できます（図4参照）。
(注)住民基本台帳カードは、有効期限まで利用できますが、個人番号カードと重複して持つことはできません。

Q6 個人情報の取扱いは？

A6 マイナンバー制度は、手続きのため行政機関等に提供する場合を除き、むやみにマイナンバーを他人に提供することはできない仕組みになっています。
　また、行政機関等で情報のやりとりをする時は、マイナンバーをそのまま使用するのではなく、特殊な暗号に変換し、専用回線により安全対策を考えて情報のやりとりが行われます。さらに、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象となります。
　なお、自分の個人情報がどのようにやりとりされているか等を自分で確認できるシステム（マイナポータル）が平成29年1月から稼働する予定です。

Q7 問い合わせ先はどこなの？

A7 国は、マイナンバー制度に関する問い合わせに、ワンストップで対応するコールセンターを開設しています。マイナンバーに関しての詳細は、コールセンターに問い合わせるか、内閣官房社会保障・税番号制度のホームページ（URL http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/）をご覧ください。
▼マイナンバーコールセンター（有料）
平日9時30分～17時30分（祝日、年末年始を除く）
☎05700(20)01178
※外国語対応は、
☎05700(20)00291

（個人の利用例　図1）

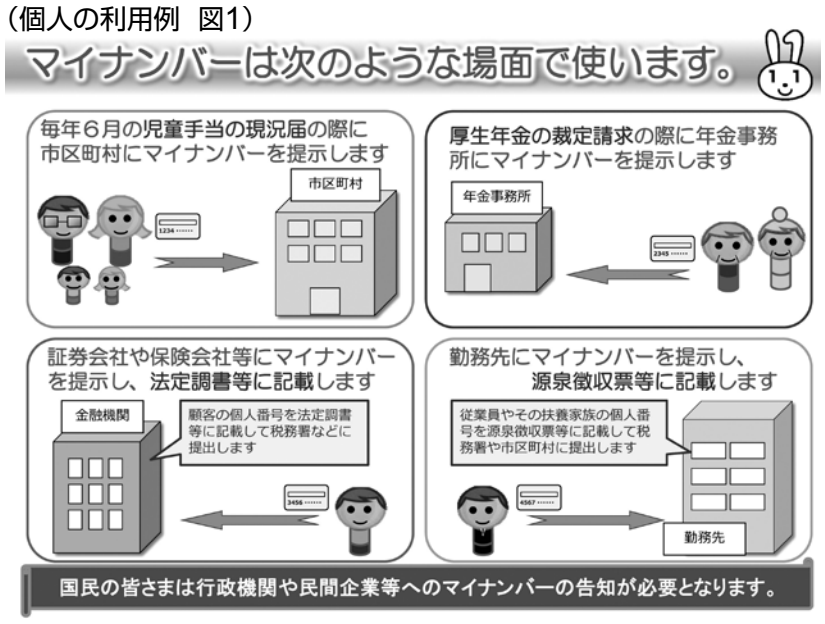

（民間事業者の利用例　図2）

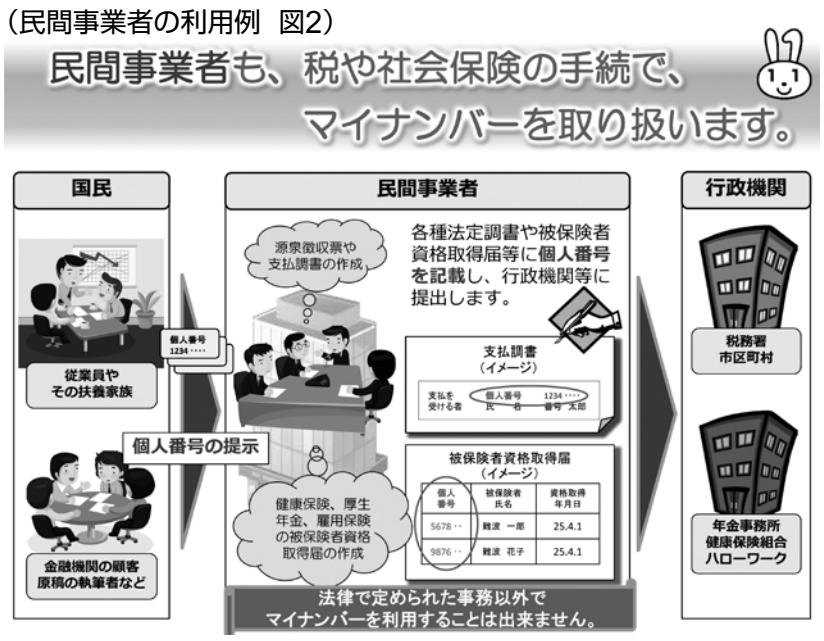

通知カードの様式について　（図3）

【おもて面】

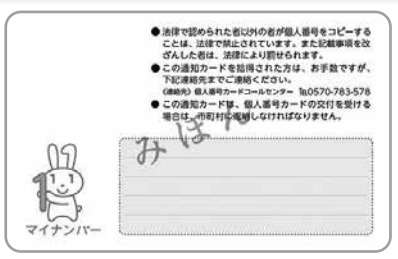

【うら面】

個人番号カードの様式について　（図4）

【おもて面】

【うら面】

問（制度全般は）総務課行政班　☎(70)0300
（通知カード・個人番号カードは）市民課戸籍市民班　☎(70)0340

平成26年度山武郡市広域行政組合歳入歳出決算

山武郡市6市町の共同処理として山武郡市広域行政組合で行っている事務(消防業務、養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・し尿処理施設・夜間急病診療所・休日救急歯科診療所・斎場の運営、電子計算機による情報処理、介護認定審査会業務等)の決算をお知らせします。

一般会計の決算状況は歳入総額46億1，403万6千円、歳出総額44億2，407万5千円で、差引残額は1億8，996万1千円となっています。

収支額の前年度比較では、歳入が2.9%の増、歳出が3.6%の増となっています。

問山武郡市広域行政組合企画財政課
☎(54)0252

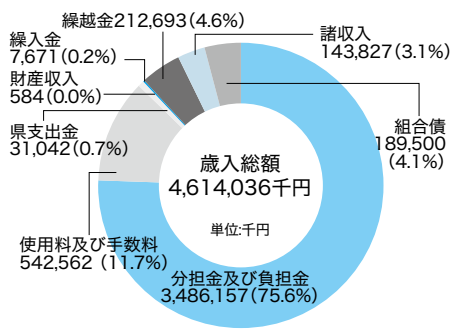

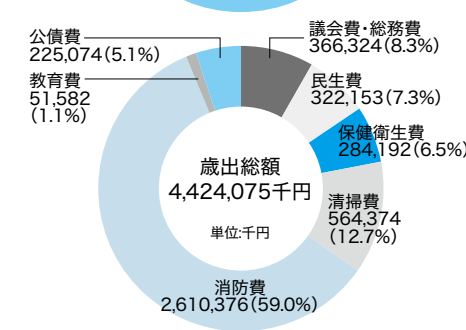

千葉県最低賃金が改正

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）および、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が、平成27年10月1日から時間額８１７円（従来の７９８円から19円引上げ）に改正されました。

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
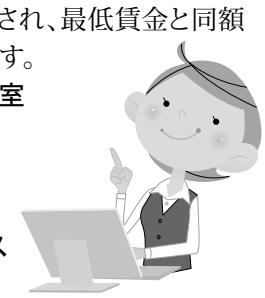
問千葉労働局労働基準部賃金室
☎０４３（２２１）２３２８
東金労働基準監督署
☎(52)４３５８
24時間テレフォンサービス
☎０４３（２２１）４７００